

上尾市における部活動の地域移行に向けた 基本方針

— 夢を育み 未来を創る 上尾の教育 —



令和6年5月
上尾市教育委員会



目 次

第1章 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の策定にあたり

- 1 はじめに . . . p. 2
- 2 本基本方針策定の趣旨等 . . . p. 3

第2章 計画策定の背景

- 1 少子化及びニーズの多様化 . . . p. 4
- 2 指導者の確保と育成 . . . p. 6
- 3 これまでの部活動の位置付け . . . p. 7
- 4 教員の働き方改革と部活動 . . . p. 8

第3章 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針

- 1 目標及び地域クラブの定義 . . . p. 10
- 2 基本方針 . . . p. 11
- 3 基本構想 . . . p. 12
- 4 AGE O地域クラブの果たす役割 . . . p. 14
- 5 実施主体とAGE O地域クラブへの生徒の参加 . . . p. 14
- 6 平日の学校部活動 . . . p. 16
- 7 組 織 . . . p. 17

第4章 スケジュール

. . . p. 20

第1章 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針の策定にあたり

1 はじめに

《 参考：文部科学省「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」 》

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、異年齢の生徒との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、達成感や自己肯定感、責任感、連帯感などを涵養するとともに、学習意欲やキャリア意識の向上にも資する活動であり、学校という環境下での多様な学びと成長の場として、教育的な意義を有してきた。また、学校部活動は、教職員の献身的な支えによって行われることや、我が国のスポーツ・文化芸術の振興を担っているという大きな側面も有してきた。

しかし、少子化の進展による生徒数と教職員数の減少など、学校規模が縮小していく中で、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが困難になってきており、学校や地域によっては、部を存続することができずに、廃部とせざるを得ないケースも増加してきている。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中で、より一層厳しいものとなっている。

こうした状況下にある学校部活動の今後は、これまでの学校部活動の有してきた教育的意義も踏まえつつ、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を学校と地域との連携・協働によって創出し、活動環境も生徒や保護者、教職員の負担を十分配慮しながら、持続可能なものに整備していく必要がある。

そのような中、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定して以降、平成31年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。これを受け、令和2年9月に、文部科学省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針を示すとともに、令和3年度より、部活動の地域移行に関する実践研究を開始している。また、スポーツ庁及び文化庁は、部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことを受け、令和4年12月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。この新ガイドラインでは、令和5年から7年を改革推進期間と位置付け、各地域の実態に合わせて、まずは休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を推進するとしている。

上尾市においても、令和4年度から部活動地域移行検討会議等を開催し、これからの学校部活動の在り方や学校部活動の最適な地域クラブ活動への移行等についての検討や調査研究を重ねてきた。令和5年度には、外部の学識経験者や市内のスポーツ・文化芸術団体を代表する者、学

校に在学する生徒の保護者を代表する者等を含めた上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会を設置し、上尾市における地域クラブ活動について、「どのように」「どんな形態で」「どのように推進するのか」を示した基本方針について、検討を重ねてきた。

今般、その基本的な考えを「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」としてまとめた。今後、本基本方針の下、教育委員会として、学校の働き方改革に資する部活動改革を推進するとともに、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を支える体制づくりに力を注ぎ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えていくこととする。

2 本基本方針策定の趣旨等

《 参考：文部科学省「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」 》

本基本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するための基本的な方針について、上尾市教育委員会の考え方を示すものである。

学校部活動の地域クラブ活動への移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、これまで培ってきた学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、多様な学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

なお、上尾市教育委員会は、本基本方針に基づく地域クラブ活動の適切な実施について、適宜フォローアップを行う。

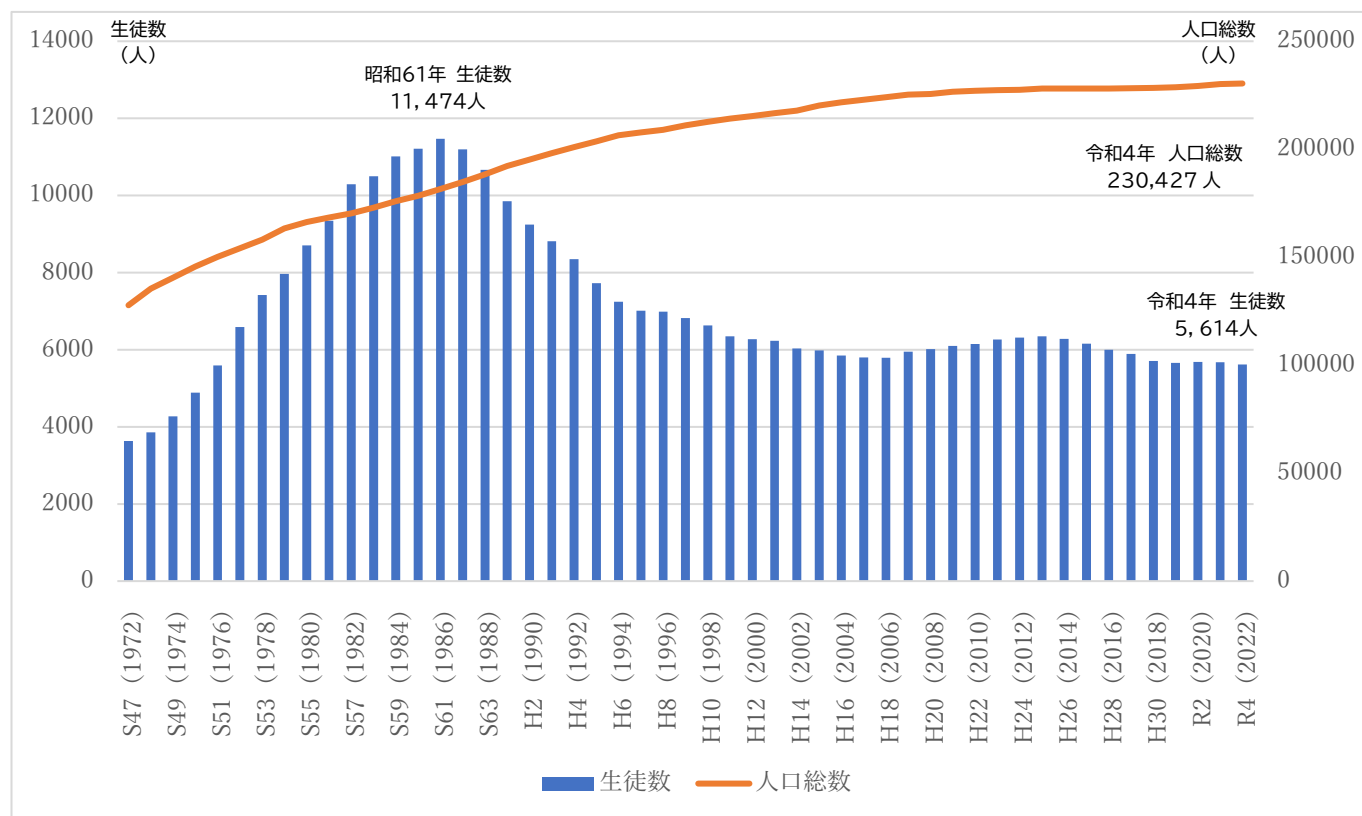
第2章 計画策定の背景

1 少子化及びニーズの多様化

(1) 生徒数の推移

- ・生徒数は、昭和61年をピークに減少に転じ、平成12年から平成26年までは横ばい、その後、緩やかに減少し、令和4年では5,614人となっている。

上尾市人口総数と生徒数の推移（昭和47年から令和4年まで）



※人口総数・・・上尾市「統計あげお 令和4年版」及び上尾市教育委員会「統計1995」より

※生徒数・・・上尾市教育委員会「上尾市学校施設更新計画基本計画（令和5年3月）」より

(2) 上尾市立中学校における部活動と児童生徒のニーズ

< 市内全中学校における部活動の総数 >

- ・平成19年度 運動部：139部 ※文化部活動数の記録は無し
- ・令和5年度 運動部：130部 文化部：36部

→ ○ほぼ変化がない。

○部活動ごとの人数減少が進んでいる。令和5年度の合同部活動数は1部である。

○令和5年度の新人体育大会に出場するため、他校との合同で出場したチームが2チームある。

▼少子化による学級数の減少により、教員数も減少する。顧問が配置できない事態になれば、学校は部活動数を削減せざるを得ない。

< 学校ごとの部活動数の違い >

- ・令和5年5月現在、最も部活動数が多い中学校と最も少ない中学校では、11もの差があり、スポーツ・文化芸術活動機会の格差は大きい。
- ・令和5年2月に実施した市内小学生（小学校5年生と6年生）を対象とした「将来の学校部活動に関するアンケート調査」では、市内全体で10.8%の児童が、「進学する予定の中学校の部活動の中で、入りたい部活動がない」と回答している。

令和5年度 上尾市立中学校における学校別部活動設置状況（令和5年9月1日現在）

中学校名	上 尾		太 平		大 石		原 市		上 平		西		東		大石南		瓦 葺		南		大 谷	
男女の別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
陸 上 競 技	●	●	●		●		●		●		●	●	●		●		●		●	●	●	
野 球	●		●		●		●		●		●		●		●		●		●		●	
バレーボール	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●		●		●		●
サ ッ カ ー	●		●		●		●		●		●		●						●		●	
バスケット	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
ソフトボール						●				●												
ソフトテニス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
卓 球	●	●			●	●	●	●	●	●			●		●		●		●	●	●	
ダ ン ス						●																
剣 道	●	●	●	●	●	●	●	●				●		●					●	●		
柔 道																						
水 泳									●													
バドミントン		●					●				●	●		●			●		●	●	●	●
吹 奏 楽	●		●		●		●		●		●		●				●		●		●	
コ ー ラ ス	●																					
美 術	●		●		●		●		●		●		●				●		●		●	
科学・理科			●		●				●				●									
国 際 交 流					●																	
映 像 科 学							●												●			
家 庭 科							●		●				●									
パ ソ コ ン											●		●									
茶 華 道													●									
美術・茶華道															●							
手 工 芸															●							
特 別 支 援	●		●		●		●		●		●		●									●
部活動総数	19		14		20		19		18		16		19		9		11		17		13	
生徒数※	738		295		878		566		516		531		646		165		337		418		341	
学級数※	23		11		25		18		16		17		18		8		12		12		11	
教職員数※	45		26		47		35		33		33		36		20		26		24		24	

※令和5年度学校基本調査の生徒数及び学級数並びに本務教員数

< 児童生徒のニーズ >

- ・令和5年2月に実施した市内小学生（小学校5年生と6年生）を対象とした「将来の学校部活動に関するアンケート調査」では、中学校に入学して取り組みたい種目の上位に、バドミントンやダンス、パソコンや水泳など、全校的に設置がない部活動や、トランポリンやプログラミングなど、学校部活動にない種目にも人気が集まった。
- このことは、近年、地域クラブ等へ所属する中学生が年々増加している要因の1つであると考えられる。（現在、学校部活動は任意加入制度を採用している。）

※令和5年2月に実施した市内中学生（中学校1年生と2年生）を対象とした「将来の学校部活動に関するアンケート調査」によると、学校部活動以外の地域クラブ等への加入率は、15.5%である。

▼市内中学校の部活動においては、生徒数減少の影響もあり、新規種目の設置ができず、生徒の多様なニーズに応え得る種目数を確保することが困難となっている。

2 指導者の確保と育成

< 競技における人材確保に関する課題 >

《 出典：日本スポーツ協会「競技大会を支える人材とその活用状況に関する調査報告書（令和元年10月）」 》

- ・競技において審判・競技スタッフ・指導者などの人材確保に課題があるかたずねたところ、「ある」が72.2%、「ない」が27.8%となっている。
- ・また、人材確保に課題があるという団体に、具体的な内容とその要因をたずね、自由記述の内容を分類すると、最も多いのは「高齢化（若い世代の確保）」であった。

- ・日本スポーツ協会「競技大会を支える人材とその活用状況に関する調査報告書（令和元年10月）」によると、競技団体の7割以上が人材確保に課題があると回答しているとしており、指導者の育成や競技団体等の運営を担う人材の育成は急務であるとされている。
- ・一方、部活動指導を通じて、スポーツ・文化芸術活動を支えている教員は、人事異動により顧問を務める部活動種目が変わること等の課題があり、その継続性に大きな課題を抱えている。
- ・また、令和4年7月に実施し、上尾市立中学校に勤務する教職員を対象とした「上尾市立中学校部活動の在り方についてのアンケート調査」において「現在の学校教育における部活動について課題がある」と回答した86.2%の教員のうち、「専門的な指導ができない」ことを課題に挙げた教員が66.1%いた。
- ・さらに、教員の部活動への関わりは、日々の指導のみに限らない。中学校体育連盟主催の学校総合体育大会や新人体育大会をはじめ、様々な大会やコンクール等で教員がその運営スタッフや審判等を担っているのが現状である。大会やコンクール等の運営においても、指導者同様、教員に頼ることのない人材確保や育成が必要である。
- ・各学校における部活動では、教員数の関係で、複数の顧問を配置できない状況もある。平成30年度に部活動指導員制度が国で始まり、上尾市においても、令和5年度より「アッピー部活動コーチ（ABC）」として、部活動の単独指導、単独引率が可能な部活動指導員を導入した。また、外部指導者「アッピー部活動サポーター（ABS）」による協力もいただいている。しかし、地域の指導者が中学校の部活動に関わる機会は増加しているが、まだまだ人材確保は十分ではない。
- ・少子高齢化の時代であっても、その種目を支える人材を十分に確保するため、指導を希望する教員や地域の指導者が継続して指導に従事することのできる仕組が求められる。

令和５年度 上尾市立中学校における ABC・ABS 設置状況（令和５年９月１日現在）

中学校名	上 尾		太 平		大 石		原 市		上 平		西		東		大石南		瓦 葺		南		大 谷	
男女の別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
陸 上 競 技			S						S										C・S			
野 球							S															
バレーボール		S			C	S		C	S	S			C									
サッカー																			S		S	
バスケット								S		S			S				S					
ソフトボール									S													
ソフトテニス	C		C		S	S		S			S		S		C	C	S	S	S		S	
卓 球		S						S	S												S	
ダン ス						S																
剣 道	S		S		S		S	S			S		S						S			
柔 道																						
水 泳									S													
バドミントン													S				S					
吹 奏 楽																						
コ ー ラ ス																						
美 術																	S・S					
科 学 ・ 理 科																						
国 際 交 流																						
映 像 科 学																						
家 庭 科									C													
パ ソ コ ン																						
茶 華 道													S・S									
美術・茶華道															S							
手 工 芸																						
特 別 支 援																						
ABC 配置数	1		1		1		1		1		0		1		1		1		1		0	
ABS 配置数	3		2		5		6		7		2		6		1		5		5		3	
ABC・ABS 未 配 置 数	1 3		9		1 3		1 1		9		1 3		1 2		6		6		1 0		1 0	
教 職 員 数	4 5		2 6		4 7		3 5		3 3		3 3		3 6		2 0		2 6		2 4		2 4	

- ・黒塗り・・・もともと設置が無い部活動
- ・空 欄・・・設置はあるが、ABC・ABS が配置されていない部活動
- ・ABC（アッピー部活動コーチ）が配置されている部活動・・・Cと記載
- ・ABS（アッピー部活動サポーター）が配置されている部活動・・・Sと記載

3 これまでの部活動の位置付け

[学習指導要領における教科外活動の扱いの変遷]

	教育課程内	教育課程外
1977年（昭和52年）	必修クラブ活動	部活動（選択）
1989年（平成元年）	（必修クラブ活動）	部活動：部活動代替措置
1998年（平成10年）	（廃止）	部活動（選択）
2008年（平成20年）	（廃止）	部活動（教育課程との関連）
2017年（平成29年）	（廃止）	部活動（教育課程との関連）

＜ 出典：埼玉県教育委員会「令和５年度 学校体育必携 第64号（令和５年４月）」 ＞

- ・部活動は昭和52年の中学校学習指導要領の改訂において「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いもの」とであるとされ、適切に実施できるよう配慮する必要がある旨の設定がされた。
- ・その後、平成元年の改訂において、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参

加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」と規定され、正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替となり得るものとして位置付けられた。この制度は、平成10年の改訂により、必修クラブ活動が廃止されたことに伴い、廃止となった。

- ・平成20年に改訂された中学校学習指導要領の総則において、「生徒の自主的、自発的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である」との理由から、部活動の意義や留意すべき事項が以下のとおり初めて設けられた。
- ・そして、平成29年の改訂においては、平成20年改訂での規定に「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」旨が追記された。

◎部活動の意義と留意点（中学校学習指導要領総則より）

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

4 教員の働き方改革と部活動

- ・文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）」によると、中学校教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）は63時間20分であり、週当たりの時間外勤務は24時間45分に及ぶとされた。特に中学校では、平成18年度に行われた調査結果と比べて、平成28年度の調査結果で、土日の部活動指導に従事している時間数が1時間6分から2時間9分とほぼ倍増しており、部活動指導に係る負担が増していることがわかった。
- ・上尾市における令和4年6月の中学校教員の時間外在校等時間は、45時間超が76.2%、80時間超が23.2%であり、本市においても課題が無いとは言えない状況である。現在、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針（令和4年9月1日～令和7年8月31日）」を令和4年9月に改訂し、多様な取組による改善を目指している。
- ・令和4年7月に実施した教員を対象に実施した「上尾市立中学校部活動の在り方についてのアンケート調査」では、顧問をしている教員の約8割が部活動を負担に感じる、やや感じると回答し、その約8割以上が校務と部活動の両立が困難であることをその理由に挙げている。

- ・令和の日本型学校教育の推進やＩＣＴ端末の活用など、豊かな学びの充実が求められる中、授業の準備時間や研修の時間を十分に確保できないことは大きな課題である。
- ・平日については、日没時刻が遅い夏季を中心に、市内のすべての中学校で部活動終了時刻を勤務時間終了後に設定しており、放課後に授業の準備をする時間は確保しづらい。

第3章 上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針

1 目標及び地域クラブの定義

目 標

すべての生徒が、地域において、
自己のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動に
親しむことができるようにすること

本目標を実現のために・・・

上尾市は、上尾市立中学校における休日の学校部活動の実施主体を
地域とするための組織である「AGEO 地域クラブ」を創設する。

AGEO 地域クラブの定義

上尾市内を主たる活動場所として、
「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動を行っていること等が
上尾市教育委員会によって公認されたクラブチーム

- ・学校部活動の地域移行は、現在の子供たちや教員が抱える課題を解決するのみならず、地域全体のスポーツ・文化芸術活動の振興につながるものであると考える。
- ・一方で、社会全体の働き方が変わる中、地域のスポーツ・文化芸術活動を支える人材の確保が大きな課題となることが予想される。このことを解決するには、子供たちが中学校段階で、そのスポーツ・文化芸術活動への関わりを終えることなく、生涯にわたって、その活動に取り組んだり、見たり、支えたりするようになることで、スポーツ・文化芸術に親しむ人の循環を生み、持続可能な仕組づくりに取り組む必要がある。
- ・そこで、上尾市では、学校教育の一環として学校が実施してきた「休日の学校部活動」を、上尾市が主体となって、生涯学習の一環として地域の団体が実施主体となる活動に移行できるよう、「AGEO 地域クラブ」を創設する。なお、「AGEO 地域クラブ」とは、上尾市内を主たる活動場所として、「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動を行っていること等が、上尾市教育委員会によって公認されたクラブチームとする。
- ・本事業の目的は、「すべての生徒が、地域において、自己のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるようにすること」である。
- ・本事業の推進は、将来的にすべての市民が、生涯にわたって、地域で多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる持続可能な体制となることが期待できると考える。

2 基本方針

目標を達成するため、以下の5つの柱を基本方針とし、上尾市における部活動の地域移行の最適な実施を目指すこととする。

上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針

方針1

生徒が、生涯にわたって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を積極的に整備する。

- ・現存の学校部活動の種目に限らず、生徒の多様なニーズに応じた、「多種目」「多志向」「インクルーシブ」な環境を整える。
- ・世代を超えた人と人とのつながりが生まれる活動環境を整える。
- ・年齢や性別の違い、障がいの有無に関わらず、共に活動できる環境を整える。
- ・地元企業等からの運営面での支援を広げ、生徒の参加の支障とならない参加費用額を設定する。

方針2

生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続的に取り組むことができる強固な体制を整備する。

- ・生徒が安心して、安全に活動することができる管理方法の整備や指導者の資質向上を図る。
- ・指導者や運営スタッフを持続的に確保できる仕組みを整える。
- ・経済的に安定した運営が可能な仕組みを整える。
- ・活動環境のさらなる質の向上へ向けて、地元企業等との連携を図る。

方針3

生徒・保護者・教職員・地域指導者等、それぞれの思いを反映させた地域クラブ活動とする。

- ・各種アンケート調査の実施等、意見聴取の機会を適宜設け、各地域や種目ごとの最適な地域クラブ活動とする。

方針4

地域クラブ活動への移行の時期については、学校部活動の現状や種目の特性等を考慮し、種目ごとに無理のないスケジュールにおいて推進する。

- ・全地域、全種目の休日の学校部活動を、一斉に地域クラブ活動に移行するのではなく中学校体育連盟主催大会の参加規程や種目の特性等を踏まえ、種目ごとに無理のないスケジュールを組み、モデル事業を丁寧に実施し、検証及び議論を重ねた上での移行を目指す。

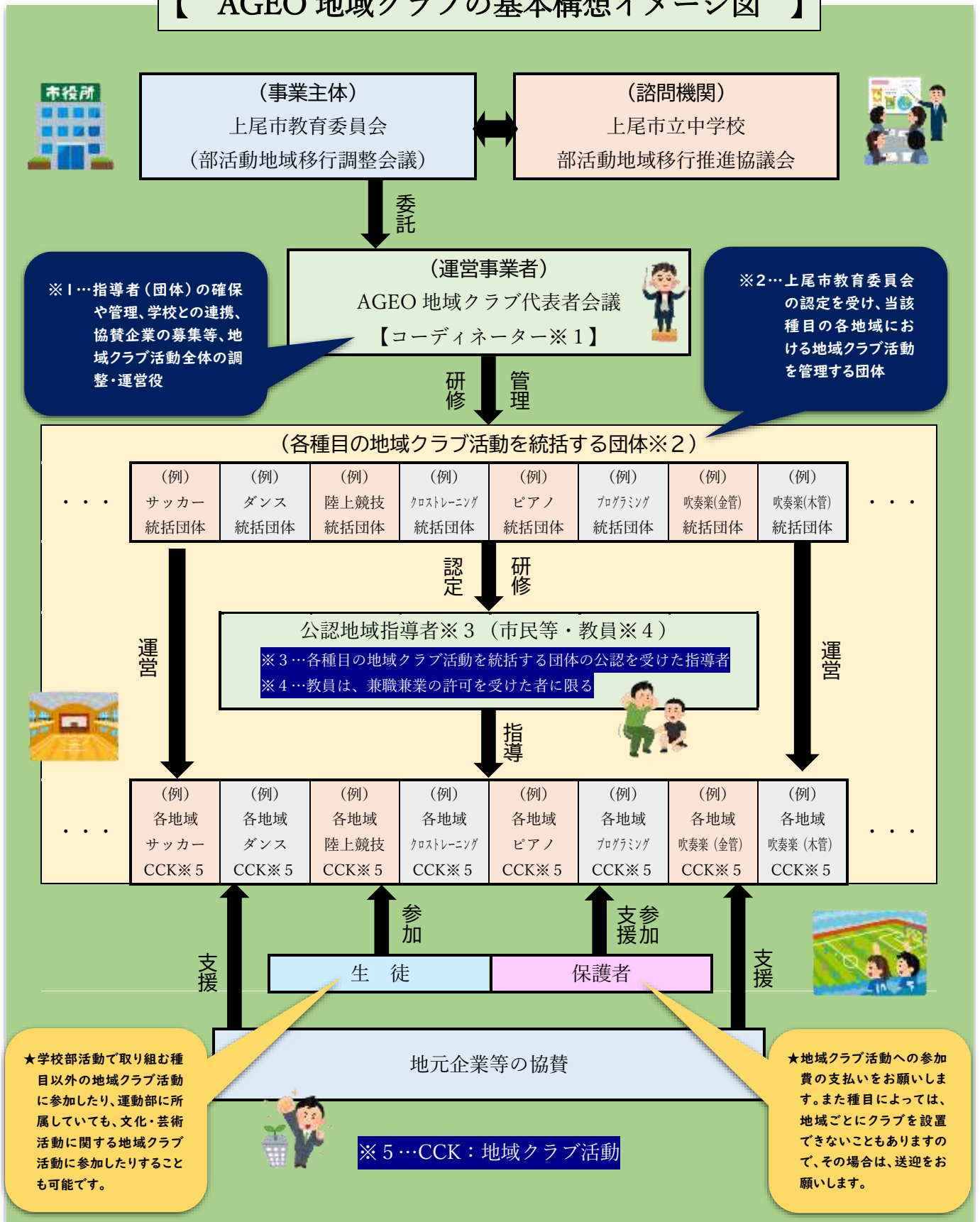
方針5

上尾市における地域クラブ活動実施に係る情報を、市民に対し、広く周知する。

- ・地域説明会や講演会等を実施し、本基本方針等について広く周知を行う。
- ・教育委員会ホームページ等への地域クラブ活動実施に係る関係情報の掲載を通して、本事業に関する市民の理解を求める。

3 基本構想

【 AGEO 地域クラブの基本構想イメージ図 】



1	令和8年8月より、上尾市立中学校の休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行することを目標とする。 ・地域クラブ活動と学校部活動の連携が必要な場合においては、I C Tを活用するなどした情報等の引き継ぎを丁寧に行う。 ・休日の学校部活動については、令和8年8月より、地域に移行することを目標とする。その際、令和8年度学校総合体育大会終了までは、学校部活動として、休日に活動することは妨げない。 ・なお、平日の学校部活動については、現行どおり、教員が指導することとするが、さらなる活動時間の適正化等を進める。（※後述参照）
2	各種地域クラブ活動の実施に当たり、各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体を募集する。 ※各スポーツ活動を統括する団体については、スポーツ協会、スポーツ協会に加盟する競技団体、総合型地域スポーツクラブを中心に募集する。 ※各文化芸術活動を統括する団体については、市民団体等を中心に募集し、必要に応じて民間企業との連携も検討する。
3	各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体は、各種目の地域クラブ活動を運営する。 ※複数の中学校の生徒を参加対象とした合同での地域クラブ活動の実施も可とする。
4	市は、各スポーツ及び文化芸術活動を統括する団体の代表者を集めた「A G E O地域クラブ代表者会議」を設置し、運営事業者としてのコーディネーター業務及び管理を行う。
5	地域クラブ活動に参加する場合、生徒は参加費を支払う。 ※但し、市は、参加を希望する全ての生徒が、地域クラブに参加できるよう、地域クラブ活動の運営に係り、地元企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、参加費の負担軽減に資する取組等を推進し、経済的に困窮する生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を推進する。 ※保護者や地域の理解を得るため、地域クラブ運営に係る費用の必要性等について、保護者用リーフレットの作成・配布等を通して、啓発活動を実施する。

4 AGE O地域クラブの果たす役割

(1) 生徒のニーズに応じた充実した活動の実施

- ◎新たな活動にチャレンジする機会の創出
- ◎複数の活動にチャレンジする機会の創出
- ◎本当に自分がやりたいことにチャレンジする機会の獲得
- ◎他の中学校に在籍する生徒等との交流による豊かな人間関係の構築
- ◎専門の指導者から受けられる効果的な指導機会の獲得

充実した活動の実施

(2) 教員の働き方改革の推進

- ◎中学校教員の時間外在校等時間の減少
- ◎学力向上等につながる教員の指導力の向上
- ◎授業等教育活動の充実
- ◎校務と学校部活動の無理のない両立

教員の働き方改革
の推進

(3) 生涯学習の推進

- ◎持続可能なスポーツ・文化芸術活動環境の整備
- ◎多世代がつながる生涯学習の実施
- ◎スポーツ・文化芸術活動への参画人数の増加
- ◎地域コミュニティの強化・拡大
- ◎生涯にわたる健康保持増進

生涯学習の推進

5 実施主体とAGE O地域クラブへの生徒の参加

(1) 実施主体

- ・各スポーツ活動を統括する団体は、スポーツ協会、スポーツ協会に加盟する競技団体、総合型地域スポーツクラブを中心に募集する。また、各文化芸術活動を統括する団体は、市民団体等を中心に募集し、必要に応じて民間企業との連携も検討する。
- ・設置種目については、学校部活動の種目を基本とするが、生徒のニーズの状況により、必要に応じて新規に設置する場合もある。なお、休日の地域クラブ活動への移行に向けては、その競技や種目の特性も踏まえて、取り組みやすい競技・種目から移行する。
- ・活動拠点については、1拠点から整備し、参加者数の増加状況に応じて拠点を増やしていく。最終的には、市内を4つの地域に分けて拠点を設けることを目指す。4拠点の内訳については、JR高崎線を基準として、東側に2拠点、西側に2拠点を設けることとする。なお、地域によって、参加人数に差が生じること等も考慮し、拠点については、4拠点到り過ぎず、柔軟に設置していくこととする。

【 AGEO 地域クラブの活動拠点 】

拠点1・・・北東地区（主に上平中学校・東中学校とその周辺施設）

拠点2・・・南東地区（主に上尾中学校・原市中学校・瓦葺中学校とその周辺施設）

拠点3・・・北西地区（主に大石中学校・西中学校・大石南中学校とその周辺施設）

拠点4・・・南西地区（主に太平中学校・南中学校・大谷中学校とその周辺施設）

- ・各スポーツ・文化芸術活動を統括する団体の認定条件として、以下の3つを基本とする。
なお、認定条件を満たさない地域クラブについては、AGEO 地域クラブとしての認定を行わない。

【 AGEO 地域クラブ実施主体への認定条件 】

条件①「生徒が安心して、安全に活動ができること」

… 「上尾市立中学校に係る部活動の方針」の遵守や、指導者研修の充実、施設の整備等により、学校部活動と同様に、参加生徒が、安心して、安全に活動できる環境を整備する。

条件②「専門性のある指導が行えること」

… 参加生徒に対し、当該種目の経験が豊富な専門性の高い指導者による指導を行う。
また、生涯にわたってその活動に親しむことの素晴らしさを参加生徒に伝えていく。

条件③「持続可能な指導体制が構築できること」

… 活動の維持、運営に係る費用を抑え、低廉な会費設定に努めるとともに、AGEO 地域クラブで指導を受けた生徒が、将来的に指導者等として支える立場になることができるなど、少子高齢化の社会においても持続可能な指導体制を実現する。

（2）AGEO地域クラブの指導者

- ・参加生徒が、安心して、安全に活動できるよう、「上尾市立中学校に係る部活動方針」等を遵守する指導者が、AGEO 地域クラブにおける指導を担う。また、当該種目に関する豊富な経験を生かして、専門性の高い指導ができる者を指導者とする。AGEO 地域クラブの指導者は、実施主体として認定された各スポーツ・文化芸術団体を統括する団体等による研修を受け、その団体の公認指導者として認定を得ること等とする。
- ・各スポーツ・文化芸術団体を統括する団体等が、複数の活動拠点を設置するには、十分な指導者数の確保が必要であることから、AGEO 地域クラブ代表者会議は、スポーツ協会、スポーツ協会に加盟する競技団体、総合型地域スポーツクラブ、また市民団体等と連携し

て、募集活動を実施する。

- ・上尾市教育委員会は、教員が、AGEO 地域クラブでの指導を希望する場合、地域の指導者の 1 人として、スポーツ・文化芸術活動の指導に従事することができるよう、報酬を受け取る場合であっても、その従事を許可する仕組みを整える。なお、教員が AGEO 地域クラブの指導者として従事する際は、文部科学省・スポーツ庁・文化庁「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）（令和 3 年 2 月）」に基づき、必要な手続きを行うこととする。

（３）AGEO 地域クラブへの生徒の参加

- ・生徒は、保護者の了解の下、希望する地域クラブに参加を申し込み、参加費を支払った上で参加する。
- ・生徒は、自身が居住する地域クラブへの参加を基本とするが、ニーズに合った地域クラブが無い場合は、保護者の了解の下、自身が居住しない地域クラブに参加することができる。
- ・参加申込の手順等については、各スポーツ・文化芸術活動を統括する団体の指示に従う。

（４）AGEO 地域クラブとしての中体連主催大会等への参加

- ・令和 8 年 8 月より、休日の学校部活動が地域クラブ活動に移行できた場合には、令和 8 年度の学校総合体育大会まで、学校部活動からの参加となる。但し、既に埼玉県中学校体育連盟より認定を受けている地域クラブからの中体連主催大会等への参加は妨げない。
- ・AGEO 地域クラブとしての中体連主催大会等への参加については、上尾市中学校体育連盟の指示に従う。但し、各種目の AGEO 地域クラブが、中体連主催大会等への参加を希望する場合は、埼玉県中学校体育連盟に申請し、地域クラブとしての参加について、事前に認定を受けることを前提とする。

6 平日の学校部活動

上尾市教育委員会としては、休日の学校部活動の地域クラブへの移行と併せて、平日の学校部活動についても、以下の内容について、取組を推進する。

なお、平日の学校部活動の地域クラブ活動への移行等に係る検討は、令和 8 年度より開始する。

（１）活動時間の適正化を図る

- ・令和 5 年 3 月に「上尾市立中学校に係る部活動の方針」を改訂し、休養日や活動時間等について、見直したところではあるが、さらに生徒が参加しやすく、教員が指導に従事しやすい活動とするため、休養日や活動時間の適正化を進める。

（２）指導体制の見直しを図る

- ・教員ではなく、部活動指導員が顧問となり、指導や大会引率を担える体制を構築する。
（アッピー部活動コーチの配置）また、教員を顧問とするものの、直接指導や大会引率に

従事しない等、負担を軽減する体制を構築する。(アッピー部活動サポーターの配置)
なお、アッピー部活動コーチ及びアッピー部活動サポーターの配置に当たり、指導者の資質向上に資する研修を実施する。

- ・教員が従事する場合、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、時間外在校等時間が月45時間、年360時間の上限を超えないよう、部活動指導員及び外部指導者の配置や活動時間の見直しなどの必要な環境整備をする。

(3) 部活動数の精選を図りつつ生徒の活動機会を確保する

- ・生徒数や教員数等、学校の規模を考慮した部活動数とする。
- ・部活動数が少ない近隣校同士による合同部活動を実施する。なお、合同部活動の実施に当たっては、生徒の安全確保や実施の有効性等について、慎重に検討した上で開始する。

(4) 誰もが参加しやすい運動・文化部活動を目指す

- ・運動が得意でない生徒や歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- ・生徒の多様なニーズに応えるため、複数のスポーツ・文化芸術を経験できる活動や体力づくり、あるいは楽しみを目的とするレクリエーション的な活動など、多様な活動を設置する。
- ・地域にある学校種を超え、特別支援学校などとの合同練習等を実施するなど連携を深める。

(5) 複数の活動を経験できる活動日数や時間への配慮を検討する

- ・学校の運動部活動について、保健体育科の教育課程の考えに則り、例えば、シーズン制の導入など、運動部活動でも複数のスポーツ等を幅広く経験できるようにする。
- ・部活動の活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の運動・文化芸術種目だけでなく、他の部活動や地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

7 組 織

(1) 上尾市教育委員会(部活動地域移行調整会議)

- ア 所 掌 事 務 上尾市立中学校における「休日の部活動の地域移行」の段階的な実施に向け、上尾市教育委員会事務局関係課で検討を進め、市内外の人材、団体等を有効活用した効果的な地域移行を果たすための調整・役割分担を行うとともに、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会に係る事務等を行う。

イ 組 織

(ア) 事務局は、以下の4課で構成する。

- ・教育総務部生涯学習課（地域文化芸術活動担当）
- ・教育総務部スポーツ振興課（地域スポーツ担当）
- ・学校教育部学務課（教職員の兼職兼業等担当）
- ・学校教育部指導課（学校部活動担当）

(イ) なお、令和7年度まで、学校部活動及び地域クラブ活動の主管課は学校教育部指導課が担い、令和8年度以降、休日の地域クラブ活動は、文化芸術活動に係るものを教育総務部生涯学習課が、スポーツに係るものをスポーツ振興課が担うこととする。（平日の学校部活動の主管課は、学校教育部指導課とする。）

(2) 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会

ア 設置の趣旨 部活動の地域移行並びに地域におけるスポーツ及び文化に係る環境の一体的な整備を推進する。

イ 所掌事務 教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- ・学校における部活動の現状及び課題に関すること
- ・部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること
- ・部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること

ウ 組 織 委員10人以内をもって組織する。
委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

①学識経験者

②市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者

③市内において芸術及び文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者

④学校の校長、教員、部活動指導員その他の学校関係者

⑤学校に在学する生徒の保護者を代表する者

⑥前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

※委員の任期は2年とする。委員の互選により、委員長、副委員長を定める。

※本協議会については、上尾市教育委員会が事務局を担う。

(3) AGE O地域クラブ代表者会議

ア 設置の趣旨 本事業のコーディネーター業務を行うとともに、各種目の地域クラブ活動を統括する団体と連携し、適切な活動の実施に係る全体運営・管理を行う。

イ 所掌事務（一例）

（準備期間） ・事業スケジュール作成 ・各種契約 ・兼職兼業希望アンケート作成収集
・保険手続き ・研修開発・実施 ・マニュアル作成（研修・運営）

- ・日報月報のフォーマット作成（指導者・管理者・責任者）・設置種目の検討
- ・学校向け（保護者向け）説明会実施（資料作成・スケジュール調整）
- ・定例ミーティングスケジュール調整
- ・緊急時体制整備(災害・感染症・事故等) 等
- （活動中）・緊急時対応（事故・各種トラブル等の対応） 等
- （活動後）・終了報告 　・事故対応報告書 等
- （事業報告書）・生徒・保護者・学校・教育委員会・指導者向けアンケート調査・収集
- ・会計処理書類作成（謝金・日報・旅費等の伝票）等
- （その他）・参加費に関する検討 　・協賛企業募集及び連携等の調整 等
- ウ 組織（案） AGEO 地域クラブコーディネーター及び各種目の地域クラブ活動を統括する団体の代表者をもって組織する。また、AGEO 地域クラブコーディネーターを含む代表者会議委員は、教育委員会が委嘱する。

（４） 各種目の地域クラブ活動を統括する団体

- ア 設置の趣旨 当該種目に係る地域クラブ活動を統括し、生徒が安全に、安心して活動に参加できる体制を構築し、指導者の確保、研修、派遣を行い、各地域における地域クラブ活動を運営する。
- イ 所掌事務
 - ・各地域における地域クラブ活動の統括・運営 　・AGEO 地域クラブ代表者会議との連携
 - ・公認地域指導者の採用（確保）・研修・派遣 等
- ウ 団体の選定 公募による

第4章 スケジュール

AGEO 地域クラブ体制の構築に向けたスケジュールを以下に示す。なお、令和6年2月現在の予定であり、今後の検討過程で変更の必要性が生じた場合は、適宜改訂する。

年 度	内 容
令和5年度	・上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会設置 ・埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業実施 ・上尾市新たな地域クラブ活動実証事業実施 ・ABC 配置による実証事業実施 ・ABS 設置要綱の一部改訂 ・市内スポーツ・文化芸術団体等へのヒアリング ・公認指導者制度（資格）等の検討 ・施設利用取扱い検討 ・兼職兼業手続き検討 等
令和6年度	・「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」策定 ・AGEO 地域クラブ代表者会議発足 ・AGEO 地域クラブコーディネーター配置 ・ABC 配置による実証事業実施 ・運営事業者の整備充実（業務フロー作成・管理システム検討 等） ・各種目の地域クラブ活動を統括する団体の先行募集及び一部種目の地域クラブ活動先行実施 ・ニーズ調査 ・種目別活動拠点（案）作成 ・地域団体版ガイドライン・運営マニュアル作成 等
令和7年度	・一部種目の地域クラブ活動先行実施 ※令和6年度の先行実施実績を踏まえ検討する。 ・各種目活動拠点決定 ・広報（ガイドブック配布） ・学校部活動との連携事項確認・調整（会場・備品等の扱い 等） ・事前希望調査・地域クラブメンバー推計・拠点調整 ・各種目の地域クラブ活動を統括する団体の募集 ・各ABC 及び各ABS の地域クラブ活動を統括する団体とのマッチング実施 ・各種目の地域クラブ活動を統括する団体への研修の実施・オペレーションの確認 等
令和8年度	・AGEO 地域クラブへの入会手続き
令和8年8月	・AGEO 地域クラブの開始（3年生の大会終了後）
令和8年度以降	・平日の学校部活動の地域クラブ活動への移行等に係る検討開始